

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
35	東松山市 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東松山市は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約内容に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

埼玉県東松山市長

公表日

令和7年2月7日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務
②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取扱う。 ・東松山市住民税非課税世帯に対する物価高騰対策給付金【令和6年5月31日終了】 ・東松山市住民税均等割のみ課税世帯に対する物価高騰対策給付金【令和6年9月30日終了】 ・東松山市住民税非課税等子育て世帯に対する物価高騰対策給付金【令和6年9月30日終了】 ・東松山市住民税非課税・均等割のみ課税移行世帯給付金【令和6年11月30日終了】 ・東松山市住民税非課税・均等割のみ課税移行世帯給付金(子ども加算)【令和6年11月30日終了】 ・東松山市定額減税調整給付金【令和6年11月30日終了】 ・東松山市住民税非課税世帯に対する物価高支援給付金 ・東松山市住民税非課税世帯に対する物価高支援給付金(こども加算)
③システムの名称	住民税非課税世帯に対する物価高支援給付金システム、統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
住民税非課税世帯に対する物価高支援給付金システムファイル、統合宛名ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号利用法 第9条第1項 別表の135の項 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第74条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第10条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号利用法 第19条第8号 別表の135の項 ・番号利用法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第59の4条 ・番号利用法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第162条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 社会福祉課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	東松山市 総務課 〒355-8601 住所：埼玉県東松山市松葉町1-1-58 電話：0493-23-2221 FAX：0493-24-6123 e-mail：somuka@city.higashimatsuyama.lg.jp
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
	東松山市 社会福祉課

連絡先	〒355-8601 住所：埼玉県東松山市松葉町1-1-58 電話：0493-23-2221 FAX：0493-24-6066 e-mail：HMY033@city.higashimatsuyama.lg.jp
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	4情報を複数人で確認し、取り違いを防止している。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[<input type="checkbox"/> 十分に行っている]</div> <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない </div> </div>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]</div> </div> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[<input type="checkbox"/> 十分である]</div> <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている </div> </div>
判断の根拠	操作は権限のある者が行い、操作前後にログイン・ログアウトする対策を行っている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年1月16日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・東松山市住民税非課税世帯に対する物価高騰対策給付金	・東松山市住民税非課税世帯に対する物価高騰対策給付金 ・東松山市住民税均等割のみ課税世帯に対する物価高騰対策給付金 ・東松山市住民税非課税等子育て世帯に対する物価高騰対策給付金	事前	東松山市住民税均等割のみ課税世帯に対する物価高騰対策給付金及び東松山市住民税非課税等子育て世帯に対する物価高騰対策給付金を令和6年1月31日から支給するため。
令和6年1月16日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	住民税非課税世帯に対する物価高騰対策給付金システム、統合宛名システム、中間サーバー	住民税非課税世帯に対する物価高騰対策給付金システム、住民税均等割のみ課税世帯に対する物価高騰対策給付金システム、住民税非課税等子育て世帯に対する物価高騰対策給付金システム、統合宛名システム、中間サーバー	事前	東松山市住民税均等割のみ課税世帯に対する物価高騰対策給付金及び東松山市住民税非課税等子育て世帯に対する物価高騰対策給付金を令和6年1月31日から支給するため。
令和6年1月16日	2. 特定個人情報ファイル名	住民税非課税世帯に対する物価高騰対策給付金システムファイル、統合宛名ファイル	住民税非課税世帯に対する物価高騰対策給付金システムファイル、住民税均等割のみ課税世帯に対する物価高騰対策給付金システムファイル、住民税非課税等子育て世帯に対する物価高騰対策給付金システムファイル、統合宛名ファイル	事前	東松山市住民税均等割のみ課税世帯に対する物価高騰対策給付金及び東松山市住民税非課税等子育て世帯に対する物価高騰対策給付金を令和6年1月31日から支給するため。
令和6年7月31日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・東松山市住民税非課税世帯に対する物価高騰対策給付金 ・東松山市住民税均等割のみ課税世帯に対する物価高騰対策給付金 ・東松山市住民税非課税等子育て世帯に対する物価高騰対策給付金	・東松山市住民税非課税世帯に対する物価高騰対策給付金【令和6年5月31日終了】 ・東松山市住民税均等割のみ課税世帯に対する物価高騰対策給付金 ・東松山市住民税非課税等子育て世帯に対する物価高騰対策給付金 ・東松山市住民税非課税・均等割のみ課税移行世帯給付金 ・東松山市住民税非課税・均等割のみ課税移行世帯給付金(子ども加算) ・東松山市定額減税調整給付金	事後	東松山市住民税非課税世帯に対する物価高騰対策給付金が令和6年5月31日終了したため。また、東松山市住民税非課税・均等割のみ課税移行世帯給付金及び、東松山市定額減税調整給付金を令和6年6月28日から支給するため。
令和6年7月31日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	住民税非課税世帯に対する物価高騰対策給付金システム、住民税均等割のみ課税世帯に対する物価高騰対策給付金システム、住民税非課税等子育て世帯に対する物価高騰対策給付金システム、統合宛名システム、中間サーバー	住民税均等割のみ課税世帯に対する物価高騰対策給付金システム、住民税非課税等子育て世帯に対する物価高騰対策給付金システム、住民税非課税・均等割のみ課税移行世帯給付金システム、定額減税調整給付金システム、統合宛名システム、中間サーバー	事後	東松山市住民税非課税世帯に対する物価高騰対策給付金が令和6年5月31日終了したため。また、東松山市住民税非課税・均等割のみ課税移行世帯給付金及び、東松山市定額減税調整給付金を令和6年6月28日から支給するため。
令和6年7月31日	2. 特定個人情報ファイル名	住民税非課税世帯に対する物価高騰対策給付金システムファイル、住民税均等割のみ課税世帯に対する物価高騰対策給付金システムファイル、住民税非課税等子育て世帯に対する物価高騰対策給付金システムファイル、統合宛名ファイル	住民税均等割のみ課税世帯に対する物価高騰対策給付金システムファイル、住民税非課税等子育て世帯に対する物価高騰対策給付金システムファイル、住民税非課税・均等割のみ課税移行世帯給付金システムファイル、定額減税調整給付金システムファイル、統合宛名ファイル	事後	東松山市住民税非課税世帯に対する物価高騰対策給付金が令和6年5月31日終了したため。また、東松山市住民税非課税・均等割のみ課税移行世帯給付金及び、東松山市定額減税調整給付金を令和6年6月28日から支給するため。
令和7年2月7日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・東松山市住民税非課税世帯に対する物価高騰対策給付金【令和6年5月31日終了】 ・東松山市住民税均等割のみ課税世帯に対する物価高騰対策給付金 ・東松山市住民税非課税等子育て世帯に対する物価高騰対策給付金 ・東松山市住民税非課税・均等割のみ課税移行世帯給付金 ・東松山市住民税非課税・均等割のみ課税移行世帯給付金(子ども加算) ・東松山市定額減税調整給付金	・東松山市住民税非課税世帯に対する物価高騰対策給付金【令和6年5月31日終了】 ・東松山市住民税均等割のみ課税世帯に対する物価高騰対策給付金【令和6年9月30日終了】 ・東松山市住民税非課税等子育て世帯に対する物価高騰対策給付金【令和6年9月30日終了】 ・東松山市住民税非課税・均等割のみ課税移行世帯給付金【令和6年11月30日終了】 ・東松山市住民税非課税・均等割のみ課税移行世帯給付金(子ども加算)【令和6年11月30日終了】 ・東松山市定額減税調整給付金【令和6年11月30日終了】 ・東松山市住民税非課税世帯に対する物価高支援給付金 ・東松山市住民税非課税世帯に対する物価高支援給付金(子ども加算)	事後	東松山市住民税非課税世帯に対する物価高支援給付金及び東松山市住民税非課税世帯に対する物価高支援給付金(子ども加算)を令和6年12月27日から支給したため。
令和7年2月7日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	住民税均等割のみ課税世帯に対する物価高騰対策給付金システム、住民税非課税等子育て世帯に対する物価高騰対策給付金システム、住民税非課税・均等割のみ課税移行世帯給付金システム、定額減税調整給付金システム、統合宛名システム、中間サーバー	住民税非課税世帯に対する物価高支援給付金システム、統合宛名システム、中間サーバー	事後	東松山市住民税非課税世帯に対する物価高支援給付金及び東松山市住民税非課税世帯に対する物価高支援給付金(子ども加算)を令和6年12月27日から支給したため。
令和7年2月7日	2. 特定個人情報ファイル名	住民税均等割のみ課税世帯に対する物価高騰対策給付金システムファイル、住民税非課税等子育て世帯に対する物価高騰対策給付金システムファイル、住民税非課税・均等割のみ課税移行世帯給付金システムファイル、定額減税調整給付金システムファイル、統合宛名ファイル	住民税非課税世帯に対する物価高支援給付金システムファイル、統合宛名ファイル	事後	東松山市住民税非課税世帯に対する物価高支援給付金及び東松山市住民税非課税世帯に対する物価高支援給付金(子ども加算)を令和6年12月27日から支給したため。
令和7年2月7日	3. 個人番号の利用	・番号法第9条第1項 別表第1 101の項 ・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第74条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条	・番号法 第9条第1項 別表の135の項 ・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第74条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条	事後	東松山市住民税非課税世帯に対する物価高支援給付金及び東松山市住民税非課税世帯に対する物価高支援給付金(子ども加算)を令和6年12月27日から支給したため。
令和7年2月7日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法 第19条第8号 別表第2 121の項 ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第59の4条	・番号法 第19条第8号 別表の135の項 ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第59の4条 ・番号利用法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第162条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示	事後	東松山市住民税非課税世帯に対する物価高支援給付金及び東松山市住民税非課税世帯に対する物価高支援給付金(子ども加算)を令和6年12月27日から支給したため。